

防災業務計画

2026年6月
日本航空株式会社

目次	1
第1編 総則	
第1章 目的	3
第2章 基本方針	3
第3章 防災業務計画の改訂	3
第2編 災害予防	
第1章 平時の防災・減災活動	4
第2章 防災教育、訓練	4
第3章 事業継続計画（BCP）の策定	4
第3編 対策本部体制	
第1章 本社対策本部	5
1. 本社対策本部の設置	5
2. 本社対策本部の責任	5
第2章 地区対策本部	5
1. 支店対策本部の設置	5
2. 地区対策本部の設置	5
第3章 グループ会社対策本部	5
第4編 首都直下地震防災業務計画	
第1章 総則	6
1. 目的	6
2. 適用範囲	6
3. 事前対策	6
第2章 首都直下地震発生時の対応	6
1. 首都直下地震発生時の対応体制	6
(1) 運航管理機能の移管	6
(2) 対策本部の設置	6
2. 首都直下地震発生時のお客さま・社員の避難	6
第3章 防災訓練および教育	6
1. 首都直下地震発生時の初動対応訓練	7
2. BCPに定めた復便計画に向けた対応訓練	7
第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画	
第1章 総則	8
1. 目的	8
2. 適用範囲	8
3. 事前対策	8
第2章 地震発生時のお客さま・社員の避難	8
第3章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	8
1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応	8
2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時の対応	8
(1) 危機管理体制の確立	8
(2) お客さま・社員への周知	8
(3) 運航方針	9

第4章 防災訓練および教育	9
1. 南海トラフ地震臨時情報発表時の情報収集および伝達訓練	9
2. お客さまへの案内・誘導訓練	9
3. 防災教育の実施	9

第6編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1章 総則	10
1. 目的	10
2. 適用範囲	10
3. 事前対策	10
第2章 地震発生時のお客さま・社員の避難	10
第3章 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応	10
1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応	10
（1）危機管理体制の確立	10
（2）お客さま・社員への周知	10
（3）運航方針	11
第4章 防災訓練および教育	11
1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の情報収集および伝達訓練	11
2. お客さまへの案内・誘導訓練	11
3. 防災教育の実施	11

第1編 総則

第1章 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第5条、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき、災害に対して日本航空株式会社（以下「会社」という。）が取るべき措置を定め、人命の安全確保を最優先としつつ、航空運送事業の維持・早期復旧を図ることで、円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

第2章 基本方針

災害が発生し、または発生するおそれのある場合は、お客さま、社員の安全を最優先として、負傷者の救助・救命およびお客さまの避難誘導にあたる。

災害対策基本法に基づく指定公共機関として、平時より防災体制の強化と減災対策を推進し、発災時には運航機能の維持および早期復旧に努める。また、航空輸送サービスの継続的な提供により、人命救助、被災者支援、緊急物資の輸送に貢献するとともに、物流・人流の確保により社会経済活動の維持・回復に寄与するものとする。

関連法令を遵守し、取引先や地域、関係機関との密接な連携・相互扶助のもと、円滑かつ適切な災害対策を実施する体制を万全に整える。

第3章 防災業務計画の改訂

航空業界をとりまく社会情勢の変化や被災時の経験等を踏まえ、必要があると認めるときは、防災業務計画を改訂するものとする。改訂を行った場合は、国土交通大臣を経由して内閣総理大臣に報告する。

第2編 災害予防

第1章 平時の防災・減災活動

航空運送事業を担う指定公共機関として、お客さま、社員の安全確保を最優先とし、災害発生を未然に防ぐ防災対策と、被害を最小限に抑える減災対策を平時から一体的に推進する。

防災対策として飲料水や食料、毛布等の備蓄品を適切に管理し、特に寒冷地においては、冬季の災害発生を考慮した低体温症防止のための防寒具や暖房器具等の配備を行う。これらの活動の遂行にあたっては、関係機関等との緊密な連携・協力体制を日頃から構築し、相互扶助の精神に基づいた円滑かつ適切な災害対策を行うものとする。

第2章 防災教育、訓練

社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及、向上を図る。

災害発生時の安否確認、情報の収集・伝達、対策本部の設置等に関する防災訓練を年1回以上実施するとともに、国や関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加し、連携を図るものとする。

第3章 事業継続計画（BCP）の策定

大規模災害発生時には、本計画とは別に定めた「事業継続計画（BCP）」に従い、速やかな事業再開を行う。

策定したBCPが発災時に有効に機能するよう、定期的な演習を通じて社員への浸透を図るとともに、社会情勢の変化、最新の被害想定等を踏まえて継続的なBCPの見直しを実施する。これにより、実効性の高い事業継続体制を維持し、不測の事態においても航空運送事業の継続・早期復旧を実現する体制を万全に整えるものとする。

第3編 対策本部体制

災害発生時に迅速かつ効果的な対応を行うため、対策本部体制の確立は事業の継続と公共交通機関としての社会的責任を果たす上で不可欠である。指揮命令系統を明確化し、一元的かつ機動的な災害対応を実現するため、対策本部体制を以下の通り定める。

第1章 本社対策本部

1. 本社対策本部の設置

災害発生時、直ちに本社内に本社対策本部を設置する。本社に本社対策本部が設置できない場合、羽田空港支店または成田空港支店に本社対策本部を立ち上げることとする。羽田空港または成田空港に本社対策本部が立ち上がるまでの間は、大阪空港支店にて、本社対策本部を代行する。

本社対策本部設置の目安は以下とする。

- 自然災害等により人的被害の発生または空港・支店施設に大きな被害が予見された場合
- 東京地区、羽田地区、成田地区で震度6弱以上の大地震が発生した場合
- 関東地区以外のJALグループ航空会社の乗り入れ地域において震度6弱以上の大地震が発生し、人的被害の発生または空港・支店施設に大きな被害が予見された場合
- 震度5強以下の地震または自然災害であっても人的・物的被害が発生している場合
- 火災、爆発または作業中の事故が発生し、社員又はお客さまに死傷者が発生した場合
- 上記の他、社長が必要と判断した時

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒または巨大地震注意）、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合は、主要組織の部長によって構成される特別部会を開催し、後発地震への備え、対策を検討する。

2. 本社対策本部の責任

本社対策本部は、お客さま・社員の安全確保を最優先に、運航機能の維持および早期復旧を図るため、対策本部内の各班の活動を支援・統括し、災害対策基本法における指定公共機関としての使命を果たすことに努める。

第2章 地区対策本部

1. 支店対策本部の設置

災害等の発生により、運航が長期に中断する可能性の事態が発生または予見した場合、乗り入れ空港に震度6弱以上の地震が発生した場合、その他各地区の支店長が必要と判断する場合、支店長を支店対策本部長として支店対策本部を設置する。

2. 地区対策本部の設置

災害等の発生により、運航が長期に中断する可能性の事態が発生または予見した場合、管轄する乗り入れ空港に震度6弱以上の地震が発生した場合、その他各地区の支社長が必要と判断する場合、当該空港を管轄する支社長が地区対策本部長として地区対策本部を設置する。

第3章 グループ会社対策本部

グループ会社社長は必要と判断した場合に、自らを本部長としてグループ会社対策本部を設置し、本社対策本部と連携して危機管理体制を構築する。

第4編 首都直下地震防災業務計画

第1章 総則

1. 目的

本計画は、首都直下地震が発生した場合の防災業務計画であり、お客さま、社員の安全確保を最優先とし、航空運送事業の維持・早期復旧を図ることで、円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本計画は、本社ならびに首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）第3条に規定する首都直下地震緊急対策区域に所在する空港所、支店（営業所）、事業所（以下、「関係事業所」）を対象とする。

3. 事前対策

関係事業所は、津波警報等が発表されたとき、またはそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときに、社員、その他施設等に出入りする者の的確な避難を行うため、予め避難場所、避難経路、避難方法、備蓄品の確認等の対策を実施する。

第2章 首都直下地震発生時の対応

1. 首都直下地震発生時の対応体制

M7クラスの首都直下地震が発生した場合、対策本部を設置し、会社が定める「首都直下地震等を想定した災害に関する事業継続計画（BCP）」に従い、初動対応を実施する。

（1）運航管理機能の移管

首都直下地震等の大規模災害により、本社における航空機の運航を集中管理する機能が停止した場合、直ちに運航管理機能を大阪空港の運航管理部門へ移管する。成田空港にて運航管理機能を実施する体制が整い次第、運航管理機能を再移管し、「首都直下地震等を想定した災害に関する事業継続計画（BCP）」に定める事業継続目標の遂行に向けた準備を行う。

（2）対策本部の設置

首都直下地震により本社対策本部が設定できない場合、大阪空港に「代行対策本部」を設置し、直ちに初動対応を開始する。本社対策本部要員は成田空港にて「暫定対策本部」を立ち上げ、「首都直下地震等を想定した災害に関する事業継続計画（BCP）」に定める事業継続目標で定めた復便計画への対応を行う。

2. 首都直下地震発生時のお客さま・社員の避難

首都直下地震により人命の被災が予見される場合、社員は直ちに通常業務を中止し、お客さまおよび社員（自身）の避難を行う。津波警報等の発表時には、社員自らの安全を確保した上で、お客さまを避難場所へ迅速に誘導する。

第3章 防災訓練および教育

「首都直下地震等を想定した災害に関する事業継続計画（BCP）」に定める防災訓練・防災教育を年1回実施する。その際、以下の事項を重点項目として訓練計画に盛り込み、実施するものとする。

1．首都直下地震発生時の初動対応訓練

運航管理機能の移管、および代行対策本部・暫定対策本部体制への移行を迅速に行うための訓練を実施する。

2．BCPに定めた復便計画の実行に向けた対応訓練

暫定対策本部における意思決定プロセスの確認と、BCPに定めた復便計画の実行に向けて、各部門間の調整能力の向上を目的とした訓練を実施する。

第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

1. 目的

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に基づき定める防災業務計画であり、お客さま、社員の安全確保を最優先とし、航空運送事業の維持・早期復旧を図ることで、円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本計画は、本社ならびに南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域に所在する空港所、支店（営業所）、事業所（以下、「関係事業所」）を対象とする。

3. 事前対策

関係事業所は、津波警報等が発表されたとき、またはそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときは、お客さま、社員、その他施設等に入出入りする者の避難を行うため、予め避難場所、避難経路、避難方法、備蓄品の確認等の対策を実施する。

第2章 地震発生時のお客さま・社員の避難

地震により人命の被災が予見される場合、社員は直ちに通常業務を中止し、お客さまおよび社員（自身）の避難を行う。津波警報等の発表時には、社員自らの安全を確保した上で、お客さまを避難場所へ迅速に誘導する。

第3章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応

気象庁より南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、直ちに関係部において情報収集・情報の共有を行うとともに、関係事業所においては緊急連絡網の確認など、速やかに次報（巨大地震警戒・巨大地震注意）への移行に向けた準備を開始する。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）発表時の対応

(1) 危機管理体制の確立

気象庁より南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、速やかに主要組織の部長により構成する特別部会を開催し、被害状況の確認、後発地震への備えについて協議・決定する。後発地震の発生により、乗り入れ地域において震度6弱以上の大地震が発生し、人的被害の発生または空港・支店施設に大きな被害が予見された場合、社長を対策本部長とする対策本部を直ちに設置し、災害対応を行うこととする。後発地震の発生が無い、もしくは後発地震が発生した場合でも、お客さまや社員、航空機および施設等に被害がない場合、南海トラフ地震臨時情報が解除された際に、特別部会を解散する。ただし、南海トラフ地震臨時情報が解除された場合でも、その後1週間程度、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(2) お客さま・社員への周知

関係事業所の責任者は、配下の社員等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報の内容、事業所内の連絡体制、避難場所、避難経路、避難方法等を周知し、後発地震への備えを行う。またJAL便ご利用のお客さまに対しては、HP、SNSなどあらゆる媒体を利用して、必要な情報を周知するものとする。

(3) 運航方針

南海トラフ地震の想定震源域内に位置する空港を目的地とする便については、後発地震発生時のリスクを考慮し、出発空港への引き返しまたは想定震源域外の代替空港への着陸が可能な予備燃料を搭載する。また、飛行中に当該情報が発令された場合や後発地震が発生した場合には、安全を最優先し、速やかに出発空港への引き返しや適切な空港へのダイバート（代替着陸）を検討・実施する。

第4章 防災訓練および教育

南海トラフ地震防災対策推進計画 第1章 総則 2.適用範囲に規定する対象地域内の事業所においては、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の初動対応に備え、「JALグループ災害対策規程」に定める防災訓練・防災教育を実施する際、以下の事項を重点項目として訓練計画に盛り込み、実施するものとする。

1. 南海トラフ地震臨時情報発表時の情報収集および伝達訓練

南海トラフ地震臨時情報（「巨大地震警戒」および「巨大地震注意」）の発表を想定し、関係機関と連携した情報収集、本社関連部との迅速な伝達ができるよう訓練を行う。

2. お客さまへの案内・誘導訓練

空港構内や機内のお客さまに対して、南海トラフ地震臨時情報の内容および今後の運航予定を適切に周知し、お客さまの不安を解消するとともに、万一の地震発生時に備えた避難誘導の手順を習熟する。

3. 防災教育の実施

南海トラフ地震のメカニズムや臨時情報の仕組み、南海トラフ地震臨時情報発表時に各自が取るべき行動基準を周知するための教育を実施し、防災意識の向上を図る。

第6編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1章 総則

1. 目的

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）に基づいて定める防災業務計画であって、お客さま、社員の安全確保を最優先とし、航空運送事業の維持・早期復旧を図ることで、円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

2. 適用範囲

本計画は、本社ならびに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）第3条に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に所在する空港所、支店（営業所）、事業所（以下、「関係事業所」）を対象とする。

3. 事前対策

関係事業所は、津波警報等が発表されたとき、またはそれらが発表される前であっても大きな揺れを感じたときは、お客さま、社員、その他施設等に出入りする者の避難を行うため、予め避難場所、避難経路、避難方法、備蓄品の確認等の対策を実施する。特に寒冷地においては、冬季の災害発生を考慮し、低体温症防止等のための防寒具および暖房器具等の備蓄を行うものとする。

第2章 地震発生時のお客さま・社員の避難

地震により人命の被災が予見される場合、社員は直ちに通常業務を中止し、お客さまおよび社員（自身）の避難を行う。津波警報等の発表時には、社員自らの安全を確保した上で、お客さまを避難場所へ迅速に誘導する。

第3章 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の対応

1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応

(1) 危機管理体制の確立

気象庁より北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合、速やかに主要組織の部長によって構成される特別部会を開催し、被害状況の確認、後発地震への備えについて協議・決定する。後発地震の発生により、会社乗り入れ地域において震度6弱以上の大地震が発生し、人的被害の発生または空港・支店施設に大きな被害が予見された場合、社長を対策本部長とする対策本部を直ちに設置し、災害対応を行うこととする。後発地震の発生が無い、もしくは後発地震が発生した場合でも、お客さまや社員、航空機や施設等に被害がない場合、北海道・三陸沖後発地震注意情報が解除された際に、特別部会を解散する。ただし、北海道・三陸沖後発地震注意情報が解除された場合でも、その後1週間程度、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(2) お客さま・社員への周知

関係事業所の責任者は、配下の社員等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の内容、事業所内の連絡体制、避難場所、避難経路、避難方法等を周知し、後発地震への備えを行う。またJAL便ご利用のお客さまに対しては、HP、SNSなどあらゆる媒体を利用して、必要な情報を周知するものとする。

(3) 運航方針

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の想定震源域内に位置する空港を目的地とする便については、後発地震発生時のリスクを考慮し、出発空港への引き返しまたは想定震源域外の代替空港への着陸が可能な予備燃料を搭載する。また、飛行中に当該情報が発令された場合や後発地震が発生した場合には、安全を最優先し、速やかに出発空港への引き返しや適切な空港へのダイバート（代替着陸）を検討・実施する。

第4章 防災訓練および教育

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 第1章 総則 2.適用範囲に規定する対象地域内の事業所においては、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合の初動対応に備え、「JALグループ災害対策規程」に定める防災訓練・防災教育を実施する際、以下の事項を重点項目として訓練計画に盛り込み、実施するものとする。

1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の情報収集および伝達訓練

北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表を想定し、関係機関と連携した情報収集、本社関連部との迅速な伝達ができるよう訓練を行う。

2. お客さまへの案内・誘導訓練

空港構内や機内のお客さまに対して、北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容および今後の運航予定を適切に周知し、お客さまの不安を解消するとともに、万一の地震発生時に備えた避難誘導の手順を習熟する。

3. 防災教育の実施

北海道・三陸沖後発地震注意情報の仕組み、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時に各自が取るべき行動基準を周知するための教育を実施し、防災意識の向上を図る。